

財団法人となるまで

永井事務局長の経過報告

昭和二十九年の秋、相模湖に修学旅行をした東京麻生中学生的遊覧船転落事故を初めとし、その後の紫雲丸の衝突事故、東海道線の列車衝突事故、バスの転落事故等々枚挙にいとまないほど修学旅行の事故が相ついで起つた。

この当時、各都道府県の公選教育委員の公職にあつたかつての教育畑出身者の同志が相寄り相図つて、こうした事故から修学旅行を守り、教育的効果の充実に推進する研究団体を設立することとなつた。

さきやかな設立の会が二十六年七月志摩の賢島で開かれ、全国より集つた同志二十四人は趣意書

旅行の実施計画を検討した。同年十月十一日にわたつて各プロック会議を開催し、北海道教育見学旅行団の趣意書、募集要項、事務取扱等の具体的事項について慎重協議した。

三十二年一月までに北海道教育見学団の参加県は東京を始め全国で二十二都道府県に達した。

同年二月全国評議員総会を東京神田・学士会館で開催、本部機構の拡充、第一、二事業部設置、財団法人化等について協議した。

同年七月下旬より八月下旬に亘り、全国二十二都道府県の教職員五千人の参加を得て北海道教育見学旅行を実施した。

財団法人設立に関しては、その後設立準備会を数回もち、三十二年六月設立総会を開催、七月末東京都教育委員会に設立許可申請書を提出、八月文部省に進達、十一月八日付を以て松永文相の許可を得ることとなつた。

かくして十一月二十日、法人最初の理事会が召集され、役員らの決定事業方針の審議があり、翌二十一日の設立記念総会が芝公園に開催される運びとなつた。



理事会の状況(於本部)

第一回支部長会議

法人許可を記念して

山本理事長は法人設立のため東京と大阪を月に何度も往復する忙しさだったが、しかも一方で支部未設置県に対する工作で文部省と奔走西走された。十一月八日法人の許可のあった時は、都道府県単位にすべての支部の設置がみられ、組織問題としては今後はいかにして、これを寄付行為による支部として、協会の目的達成のために充実にゆかつかという問題が残されるだけとなつた。

設立記念式典に先立ち十一月二十一日午前十時から全国支部長会議が芝公園で開かれた。

出席府県二十六、支部長の面々はほとんどが教界の出身者である。元教育委員の各位が全教委時代を回顧して談話し、十時四十分、河野氏(東京)司会の下に開会、仲沢氏(岐阜)の支部長紹介にはじまり、永井(茨城)事務局長より法人設立に際する経過報告があり、次の

で同志より新役員(別項)および、事務局職員の紹介があつた。事務局にも藤村、加藤、金谷、和田の四氏が執務することになり、陣容全く整つた感じである。

次いで理事長の挨拶は慎重に、しかも決意に富んだ語調をもつて、全修協の使命を強調、とくに本協会の利害を超えた人間的なつながりが、使命達成の上にならなければならないこと、教育界の一大清源となるであろうと結ばれたとき、支部長各々分り合つた。

位は肩はあがり膝は決意に燃えていた。

次に理事長を議長として、第一号議題「財団法人設立の経過について」の報告を了し、第二号議題として「全国支部組織強化に際して」の報告を了し、第三号議題として「事業活動について」の質疑応答の後、事業計画案を承認し、午後二時再会、第四号議題として「算定の件を審議決定」二時三十分閉会した。



本部事務局はこの階上

手前の方は上の理事会の写真にある会議室で、その隣りが倉庫になつてゐる。

写真正面は永井事務局長、水戸の在職者の住みかたであつて、磯節は三つの鏡のところが家元である。しかし汽車の中でも本を読み文を作り想を練る忙しさ、この頃少口ひげが薄くなつたとの評判、向つて左の奥は藤村君若々しいがどうして事務練達、奥さんもシヤンで全修協ファンです。そのうしろに立つてゐるのが和田嬢。珠算、級付けあつて記憶力抜群。その隣りが、全教委おなじみの金谷嬢。最近の新任ですが忙しいので少しヒツクリ。右手奥が加藤氏、卓上の湯呑は道徳教育の御手本。隣の馬場氏は会計に編集に発送にまことに手手観音。手前の御入は臨時に御願ひしてゐる方々です。右は理事長室とツツチンでつきまがりこの事務室、写真の

(前頁最下段よりつづく)
 有料配布(一部三〇〇円)
 六、機関紙の刊行
 (一)刊行部数 一千部
 (二)名称 旅と文化
 (三)刊行時期 十二月より実施
 (四)配布方法各支部を通じて会員その他関係方面に無料配布する。(この外従来通り情報一〇〇部を刊行する)
 七、その他、この法人の目的達成に必要な事業
 (一)研究校を指定し、補助金を交付して研究を依頼する
 (二)修学旅行に関する論文紀行文、絵画等の作品を募集
 (三)対象 全国の国立公立私立の中学校高等学校の生徒とする
 (四)審査 優秀作品に賞を贈呈し、機関紙に発表する
 だ写真をお目にかけますよう。(河野記)

研究 修学旅行の心理学的考察(上)

山石 一ト

動物には生存と生殖という二つの大きな根本的な本能があり、さらにはその中に下位にたつ、いろいろな内包的本能があります。人間も動物であるからには、これら本能の支配にあることは当然だが、また動物にはみられない人間特有の本能があり、この本能の発動を根柢として進化の階梯としての文化が生まれるのであります。

一、二才の子供が電車に乗ると、母の制止もきかず隣りの迷惑などほもとより考えずに、靴のまま膝を屈して窓側に席を占めて喜んで外を眺める。

六、七才の少年は、電車の先頭の車輪に乗ったとき一番先の運転士室の近くを走らせて進行の状況を見とれる。幼児が母に抱かれて電車に乗ると先ず釣針車につかまろうとする。

テパトなどで動く玩具をよくよんで買いたがるのも同じ心理である。相手が動くか自分が動くか、ともかく静よりも動に心が引かれてこれを追ひ求めるのは動物の動の本能から来るものでしょう。行動の心理学を待たなくとも

進化とか発展の具として備する上に大事な本能である。かくして知性は感覚の世界から合理、建設、普遍の世界へと伸展して推理を磨き判断を練り現象の多面相外的諸事象が内的心象と交錯しつづつ創造の世界へと発展するのである。

感情においても美醜の判別愛好嫌悪の自然の発達がまた同じである。知能や感情の発達は組織の上に分科された教材を併行して正善を愛し邪悪をしりぞけ、持久忍耐、果敢するにありませう。

(以下次号)



事務局風景

趣意書

修学旅行は、学習を社会に移したもので生活指導および集団訓練の好機会であり教育計画の一環として行う学校教育上極めて重要な行事である。

従つて修学旅行を安全かつ有効に実施するための企画および運営を科学的に調査研究して、常にその改善に努力しつゝ教育効果の充実に努めることは必要であり教育界に課せられた責務でもある。

こういう観点から、かつて多年学校教育の実践面およびその指導面を担当してきたわれわれが年々の理想実現のため慎重に協議検討を加えた結果、今やその準備が全く整つたので、ここに財団法人全国修学旅行研究協会を設立し、もつてわが國教育の振興に寄與せんとするものである。

寄付行為

第一章 名称及び事務所

第一条 この法人は、財団法人全国修学旅行研究協会と称する。
第二条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目三十番地に置く。

第二章 目的及び事業

第三条 この法人は、修学旅行が教育的に適正且つ有効に行われるよう修学旅行に関する調査、研究及びその実施運営についての指導、助言を行い、もつてわが國教育の振興に寄與することを目的とする。
第四条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
一 修学旅行に関する実態調査
二 修学旅行の実施運営に関する指導・助言
三 修学旅行の実施運営に関する関係団体との相互研究
四 修学旅行に関する研究会・映画会・講演会等の開催
五 修学旅行に関する参考資料の作成と提供
六 機関紙・研究書・指導書等の刊行
七 その他目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。
一 この法人設立当初山本種一外八名の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
二 資産から生ずる果実
三 事業に伴う収入
四 維持費及び助費
五 寄付金
六 その他の収入
第六条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種とする。
一 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
二 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
第七条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決により確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とし、あるいは確実な銀行の定期預金として理事長が保管する。
第八条 基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

第四章 役員及び顧問並びに評議員

第十四条 この法人には、次の役員を置く。
一 理事 五名以上九名以内(うち、理事長一名及び常務理事二名)
二 監事 一名又は二名
第十五条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で理事長一名を定める。
第十六条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。
第十七条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。
第十八条 監事は、民法第五十九条の職務を行う。
第十九条 この法人の役員任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、この法人の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 維持費・特別賛助員及び賛助員

第二十四条 この法人に維持費・特別賛助員及び賛助員を置く。
一 維持費は、この法人の目的に賛同し、維持費年額一〇二万円一〇口以上を納める教育関係者とする。
二 特別賛助員は、この法人の目的に賛同し、特別賛助費年額千円を納める教育関係者とする。
三 賛助員は、この法人の目的に賛同し、賛助費年額三百円を納める教育関係者とする。
第二十五条 維持費・特別賛助員及び賛助員は、理事会の議決を経て定める規程により、この法人の行う各種の行事に参加し、その他の待遇を受けることができる。
第二十六条 維持費・特別賛助員及び賛助員は、次の理由によつてその資格を失ふ。
一 脱退又は維持費若しくは賛助費の滞納
二 死亡又はこの法人の解散
三 除名
第二十七条 維持費・特別賛助員及び賛助員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。
一 この法人の維持費・特別賛助員又は賛助員としての義務に違反したとき
二 この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為があつたとき

財団法人 全国修学旅行研究協会 趣意書並に寄附行為

第九條 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入、維持費、賛助費等運用財産をもつて支弁する。
第十條 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部大臣に届け出なければならない。
第十一條 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長が作成し、財産目録及び事業報告並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部大臣に報告しなければならない。

第二十条 役員は、有給とすることができる。
第二十一条 この法人には、この法人の重要事項を諮問するため顧問を置くことができる。
第二十二条 この法人は、評議員三十名以上四十名以内を置く。
第二十三条 評議員は、学識経験者及び特別賛助員のうちから理事会で選出し、理事長がこれを任命する。
第二十四条 評議員には、第十九条の規定を準用する。この場合には同条の規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替へるものとする。

第六章 会議

第三十条 理事会は、毎年一回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求があつたときは、臨時理事会を招集しなければならない。
第三十一条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き議決することができる。ただし、当該議事につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者は、出席者とならなければならない。
第三十二条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
一 収支予算及び収支決算についての事項

役員氏名

理事長	山本 種一 (大阪)
常務理事	永井 照 (茨城)
事務局長	村山 助雄 (福岡)
常務理事	岡本 仁 (兵庫)
理事	高田 次郎 (北海道)
理事	河野 正夫 (東京)
理事	馬場 幸子 (東京)
財務部長	仲沢 俊次郎 (岐阜)
理事	伊藤 収蔵 (愛媛)
理事	青田 重左衛門 (京都)
監事	山崎 正晴 (広島)



編集 後記

師走のあわただしい空気のなかで、目の回るような忙しさを覚えている。出向き編集と校正を繰り返している。この機関紙に対する御批判をいただき、旅と文化を眺めるもの、これに育ててくれたこと、併せてお願ひいたします。どうぞお喜びをお寄せ下さい。

師走のあわただしい空気のなかで、目の回るような忙しさを覚えている。出向き編集と校正を繰り返している。この機関紙に対する御批判をいただき、旅と文化を眺めるもの、これに育ててくれたこと、併せてお願ひいたします。どうぞお喜びをお寄せ下さい。